

水 第 330 号  
令和3年6月24日

漁業協同組合 J F しまね  
代表理事会長 岸 宏 様

島根県知事 丸山 達也  
(農林水産部水産課)

行政手続法第13条第1項第2号の規定に基づく水産業協同組合法  
第124条第1項の命令に係る弁明の機会の付与について (通知)

このことについて、行政手続法 (平成5年法律第88号) 第30条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項  
水産業協同組合法 (昭和23年法律第242号) 第124条第1項の規定に基づく以下の業務改善命令  
○ 令和3年6月9日に開催した役員推薦会議で決定した役員の候補者を貴組合の役員選任規程 (定款付属書) 第3条第6項の規定に基づき令和3年7月3日までに公告し、貴組合の令和3年6月15日付け3漁しまね第33号による報告の記 (5) で令和3年7月17日に開催する予定としている臨時総代会に提案すること。なお、やむを得ない理由により、この日程による提案が困難となる場合、速やかに島根県知事に書面により報告すること (提出先: 島根県農林水産部水産課)
- 2 不利益処分の原因となる事実  
○ 令和3年6月9日に開催した役員推薦会議については、貴組合同規約第35条の要件を満たし、有効に決議されている。また、同規約第39条の報告及び議事録の提出があるにも関わらず、貴組合役員選任規程 (定款付属書) 第3条第6項に基づく公告がなされていない。組合の事業運営に影響を及ぼし、組合員の利益を損なう恐れがあることから、速やかに公告を行い、役員を選任する必要がある。
- 3 弁明書の提出先及び提出期限  
(1) 提出先  
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県農林水産部水産課

(2) 提出期限

令和3年7月1日(木)まで(必着)

(3) その他

行政手続法第29条第2項の規定に基づき、弁明書(弁明を記載した書面)の提出に併せて証拠書類等を提出することができます。

なお、証拠書類等を提出する場合は、弁明書の提出期限までに提出して下さい。